

予防接種のお知らせ

＜高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症＞

インフルエンザについて

ウイルス感染を受けてから1～3日間ほどの潜伏期間後に、発熱（通常38℃以上の高熱）、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛・関節痛などが突然あらわれ、咳、鼻汁などの上気道炎症状がこれに続き、約1週間の経過で軽快するのが典型的なインフルエンザです。

特に、高齢者や年齢を問わず、呼吸器、循環器、腎臓に慢性疾患を持つ患者、糖尿病などの代謝疾患、免疫機能が低下している患者では、原疾患の増悪とともに、呼吸器に二次的な細菌感染症を起こしやすくなり、入院や死亡の危険が増加します。

インフルエンザワクチンについて

インフルエンザワクチンは、インフルエンザウイルスが毎年変異するため、その年の流行を予測してワクチン株が指定され、製造される不活化ワクチンです。

インフルエンザワクチンは毎年変更され、同じものではないので、毎年接種する必要があります。ワクチンが十分な効果を維持する期間は、接種後約2週間後から約5ヶ月とされています。

新型コロナウイルス感染症について

潜伏期間は2～3日と短く、感染経路は飛沫感染が中心です。主な症状は発熱、咽頭痛、咳などで、オミクロン株が流行の中心となって以降、小児での感染者も増加しています。

基礎疾患のある場合は重症化のリスクがあるとされ、高齢者の重症化率、致死率は高くなっています。

新型コロナワクチンについて

新型コロナワクチンは、流行している株に対応したワクチンを用いることで、より高い中和抗体価の上昇等が期待されることから、重症化予防効果はもとより、発症予防効果の向上が期待されると考えられています。こうした科学的知見をもとに、ワクチンの種類を毎年見直すこととされています。

また、過去に新型コロナウイルスに感染した方でも、これまでに接種した新型コロナワクチンの接種回数及び種類にかかわらず、ワクチンを接種することができます。これは、一度感染しても再度感染する可能性があることと、自然に感染するよりもワクチン接種の方が、新型コロナウイルスに対する血中の抗体価が高くなることや、多様な変異に対する抗体の産生も報告されているからです。感染後に接種を希望する際には、その治療内容や感染からの期間とワクチンを接種するタイミングには、一律の決まりはありません。

副反応について

副反応として接種局所の発赤、腫脹、疼痛等や全身症状の発熱、悪寒、倦怠感等がみられることがあります。通常2～3日のうちに治ります。また、非常にまれですが、ショックやじんましん、アナフィラキシーなどがあらわれることがあります。

「アナフィラキシー」とは、通常接種後約30分以内に起こる強いアレルギー反応で、発汗、顔が急に腫れる、全身にじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、ショック状態になるような激しい全身反応のことです。

副反応が起こった場合

予防接種後や、予防接種と同時にほかの感染症がたまたま重なって、副反応があらわれることがあります。

予防接種を受けた後に注射部位のひどい腫れ・高熱・ひきつけなどの異変があったら、必ず接種を受けた医師に相談し、特に症状の強いときは、医師の診察を受けてください。

予防接種を受ける前に（注意事項）

- ① このお知らせをよく読んで、理解した上で受けましょう。分からない点は医師に質問してください。
- ② 体調が悪ければ延期し、体調の良いときに受けるようにしましょう。
- ③ 体温は、接種直前に医療機関で測ってください。明らかに熱のある（37.5℃以上）人は接種を受けられません。
- ④ 予診（予診票と診察）の結果、接種が可能であれば、医師の説明をよく聞き、予診票の予防接種希望書欄に本人（または代理人）が署名後、接種を受けてください。
- ⑤ 接種後は、30分程度医療機関内又はすぐに連絡のとれる範囲で観察してください。また、接種後1週間は副反応の出現に注意してください。
- ⑥ 接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種部位をこする、過激な運動をする、大量の飲酒をする等は避けてください。

予防接種を受けることが適当でない人（不適合者）

- ① 明らかに発熱のある人（37.5℃以上）
- ② 重い急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③ 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある人
- ④ 上の①～③に入らなくても、医師が接種不適合であると判断した場合

予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなければならない人（要注意者）

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気などで治療を受けている人
- ② 予防接種で、接種後2日以内に発熱のあった人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う病状がみられた人
- ③ 過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことがある人
- ④ 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑤ （インフルエンザの場合）間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患で治療を受けている人
- ⑥ 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーがあるといわれたことがある人
- ⑦ （新型コロナの場合）抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある人

健康被害救済制度について

定期接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり生活に支障が出たりするような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

その他

予防接種は、主に個人予防目的のために行うものであり、自らの意思と責任で接種を希望する場合にのみ接種を行うこととなります。そのため、対象者の意思確認ができない場合は、予防接種法に基づいた予防接種を行うことはできません（この場合、任意接種（全額自己負担）となります）。

また、高松市の公費助成は、1年度内に1回のみ対象となり、2回目以降を接種される方は、任意接種となります。



予防接種についての詳しい情報は



厚生労働省

予防接種

で検索

